

発議案第2号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和8年6月5日 提出

提出者	南部町議会議員	板井 隆
同	同	仲田 司朗
同	同	三嶋 義文
同	同	白川 立真
同	同	長束 博信
同	同	米澤 睦雄
同	同	滝山 克己
同	同	荊尾 芳之
同	同	塚田 光雄
同	同	秋田 佐紀子

南部町議会議長 景山 浩 様

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和8年6月1日から適用する。